

返還利子を補助します！

— 佐渡市奨学金利子補給事業補助金のご案内 —

◆補助対象経費◆

申請年の前年（1～12月）に返還した日本学生支援機構第二種奨学金の利子相当額
※令和5年4月1日以降に貸与を開始した奨学金の返還にかかるもの

◆補助対象期間◆

奨学金の最初の返還期日から起算して20年以内

◆対象者◆

以下のすべてを満たす方

- ・奨学金の貸与を受けていた期間中において、佐渡市に住所を有していた。
（進学のために転出した場合は、転出直前まで、佐渡市に住所を有する世帯に属し、本人の転出後も該当世帯が引続き佐渡市に住所を有していること。）
- ・申請年の1月1日に佐渡市外に住民登録があり、現に居住している。
- ・奨学金の返還を滞納していないこと。

佐渡市に住民登録があり、就労している方は、「佐渡市UIターン者奨学金返還支援」制度において利子分を含めた返還金の補助があります。
（その他要件あり）



詳しくはこちら→

◆必要書類◆

- ①奨学金利子補給事業補助金交付申請書兼請求書
- ②誓約書
- ③日本学生支援機構が発行する奨学金の貸与を証する書類（奨学金貸与証明書など）
- ④前年に返還した奨学金の金額を証する書類（奨学金返還額証明書など）
※元金及び利子の内訳がわかるもの
- ⑤現住所の住民票の写し

◆留意事項◆

- ・1年毎に申請が必要です。
- ・他の制度で利子分の助成を受けた場合は、補助対象外となります。

《申請・お問い合わせ先》

佐渡市教育委員会 教育総務課 学事係

〒952-8501 佐渡市両津湊198番地

TEL：0259-58-7353 FAX：0259-58-7352



申請書、誓約書はホームページからダウンロードできます →